

(1) 障害福祉サービス・児童通所サービス費の支給

障害福祉サービス等を利用するには、事前に申請のうえ、支給決定を受ける必要があります。申請から利用までの流れは以下のとおりです。



問合せ先

福祉総務課障がい班
BRIDGE はあと
(障害者相談支援事業委託先)
TEL:0957-36-3850

① 相談、申請

福祉総務課障がい班で相談や申請を受付けています。

② 計画相談支援の申請（セルフプラン作成者を除く）

障害福祉サービスを受けるには、相談支援事業所（新規利用の方は、相談支援事業所を選定します。）によるサービス利用計画（プラン）が必要になります。

相談支援事業所が、利用希望者やその家族等と面談をしてプランを作成します。

既にサービスを利用されている方で、サービスの追加や変更をされる場合もプランの変更が必要になりますので、事前に相談支援事業所へご相談ください。

※セルフプラン（自分でプランを作成する）場合は、相談支援事業所の選定は必要ありません。

③ 聴き取り調査

申請書とプランの提出後、市の担当職員が利用者本人の障がいの種類および心身の状況や介護をする方の状況などを聴き取る調査を行います。

④ 審査判定

③の聴き取り調査等をもとに、審査判定を行います。

サービスの種類によっては、審査会での審査判定が必要なものがあり、調査内容と主治医意見書をもとに審査判定を行い、障害支援区分（どれぐらい支援が必要かの度合を区分けするもの）を決定します。

⑤ 支給決定

②及び④の内容をもとにサービスの支給の要否（サービスの支給量）を決定します。

また、利用者本人及びその利用者の属する世帯の課税状況により、月額負担上限額の区分もあわせて決定し、これらの決定事項を記載した支給決定通知書及び受給者証を交付します。

⑥利用契約

支給決定を受けた人は、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等と、決定内容に応じて利用契約を結びます。

⑦サービスの利用

サービスの利用を開始します。

⑧利用者負担額の支払い

利用者はサービスを利用後、サービス提供事業者に対してサービスに要する費用の原則1割の利用者負担額を支払います。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

⑨障害福祉サービスの費用の請求

サービスに要する費用から利用者負担額を差し引いた額をサービス提供事業者、施設が市に請求します。（代理受領）

⑩障害福祉サービスの費用の支払い

市は内容を確認し、サービス提供事業者に介護給付費、訓練等給付費を支払います。

○障害福祉サービスの種類

サービスの種類	内容	障害支援区分
1 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1 以上
2 重度訪問介護	重度の障がいでは行動上著しい困難があり、常に介護が必要な方に対し、入浴や家事等の生活全般の支援や外出時の総合的な援助を行います。入院中の方の意思疎通の支援も行います。	4 以上
3 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時において同行し必要な援助を行います。	制限なし
4 行動援護	外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	3 以上
5 療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練と療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	5 以上
6 生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、日中に、入浴、排せつ、食事介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。	3 以上（50 歳以上の場合は区分 2 以上）
7 短期入所	自宅で介護する方が、病気等の場合に短期間（夜間も含め）施設で、入浴、排せつ、食事介護等を行います。	1 以上

8 重度障害者等 包括支援	常に介護を要する障がい者で、意思疎通を図ることが著しく困難であり、寝たきりや行動上著しい制限を受けている状態にある場合に、居宅介護や短期入所等様々なサービスを包括的に提供します。	6
9 施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主に夜間において、入浴、排せつ、及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言と必要な日常生活上の支援を行います。	4以上（50歳以上の場合は、区分3以上）
10 自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活に対する相談や助言などを行います。	制限なし
11 自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談や助言などを行います。	制限なし
12 宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に対し、居室の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や助言などを行います。	制限なし
13 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する原則65歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	制限なし
14 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	制限なし
15 就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な原則65歳未満の障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づく就労）	制限なし
16 就労継続支援 （B型）	一般企業等で雇用されていた方で、年齢や心身の状態等により就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づく就労）	制限なし
17 就労定着支援	就労移行支援等を利用した後に通常の事業所に新たに雇用された障がい者で、6ヶ月以上就労を継続している方に対し、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談にのり、助言を行います。	制限なし

18 自立生活援助	障がい支援施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者や単身生活等の方に対し、居宅での自立した生活を送るうえでの問題につき、定期的な巡回や訪問相談により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。	制限なし
19 共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の援助相談を行います。	制限なし
20 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または、精神科病院に入院している精神障がい者の住居の確保と、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談と必要な支援を行います。	制限なし
21 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	制限なし
22 計画相談支援 給付	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮して、利用する障害福祉サービスまたは、地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	制限なし

※支援区分のほかに、サービスごとに対象が細かく定められておりますので、詳しくはご相談ください。

○児童通所サービスの種類

サービスの種類	内容	対象年齢等
1 児童発達支援	身体、知的、精神に障がいのある児童、又は児童相談所等において療育が必要と認められた児童に対して、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	主に就学前の児童
2 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児に対する指導経験者を派遣し、保育所の安定した利用を促します。	18歳到達まで
3 放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために訓練等を行い、自立を促進するとともに、放課後の居場所作りを推進します。	就学児～18歳到達まで

4 居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がいがある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	18 歳到達まで（児童発達や放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児）
5 障害児相談支援 給付	サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい児の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮して、利用するサービス及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	18 歳到達まで

○利用者負担

障害福祉サービス利用料は原則 1 割が自己負担となります。ただし、課税状況に応じた負担上限月額が設定されます。

所得区分		負担上限月額
一般 2	市町村民税課税世帯であって一般 1 以外	37,200 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円以下、障がい児にあっては 28 万円以下）	障害者 9,300 円 障害児 4,600 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

(2) 高額障害福祉サービス等給付費等による払い戻し



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内（世帯の範囲については、下記「世帯範囲」参照）における利用者負担額の支払総額が下記「基準額」を超えた場合に、世帯の負担を軽減する観点から、超過分の給付費支給（払い戻し）を行います。

○対象となる利用者負担額

- ①障害福祉サービス
- ②介護保険サービス（同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
（※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された額を除く。）
- ③補装具費（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
- ④障害児通所・入所サービス

○世帯範囲

対象者	合算対象となる世帯の範囲
18歳未満（障がい児）	保護者(※)と同一世帯の者 ※保護者が障がい者の場合は「保護者の配偶者」も含みます。
20歳未満の施設入所者	本人と同一世帯の者
18歳以上（障がい者） (20歳未満の施設入所者を除く)	本人とその配偶者

○基準額

区分		負担上限月額	基準額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	居宅で生活する障がい児 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28万円未満）	4,600円	4,600円
	20歳未満の施設入所者 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28万円未満）	9,300円	9,300円
	居宅で生活する障がい者 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 16万円未満）	9,300円	37,200円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1以外	37,200円	37,200円

※補装具費については、負担上限月額及び基準額ともに、生活保護・低所得は「0円」、一般1・一般2は「37,200円」になります。

※合算対象となる世帯の範囲において負担上限月額が異なる場合は、一番高い負担上限月額に対応した基準額となります。

○その他

- ・申請は5年間遡ることができません。
（例：令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象）
- ・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。

(3) 介護保険サービスの利用負担の軽減

※新高額障害福祉サービス等給付費



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内における利用者負担額の

65歳に達する日前5年間にわたり、介護保

険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていた対象の方に対し、平成30年4月以降の障害福祉相当介護保険サービスの利用負担軽減を目的に給付費支給を行います。

○介護保険相当障害福祉サービス（以下のサービスが該当）

・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所

○障害福祉相当介護保険サービス（以下のサービスが該当）

・ 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 短期入所生活介護
・ 小規模多機能型居宅介護

○対象者（下記の全てを満たす方）

- ① 65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。
- ② 65歳に達する日の前日及び申請時において、本人とその配偶者が市町村民税非課税世帯または生活保護受給世帯に該当すること。
- ③ 65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であったこと。
- ④ 65歳までに介護保険サービス（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む）を利用していないこと（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。）。

○その他

- ・ 申請は5年間遡ることができます。
（例：令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象）
- ・ 高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。
- ・ 障害福祉相当介護保険サービスに該当しないサービスの利用者負担額については、算定対象外となります。